

次に掲げる条例を公布する。

令和7年9月30日

世田谷区長

保 田 展 人

- | | |
|-------------|---|
| 世田谷区条例第95号 | 世田谷区立区民会館条例の一部を改正する条例 |
| 世田谷区条例第96号 | 世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例の一部を改正する条例 |
| 世田谷区条例第97号 | 世田谷区立上用賀公園運動場条例 |
| 世田谷区条例第98号 | 世田谷区立障害者福祉施設条例の一部を改正する条例 |
| 世田谷区条例第99号 | 世田谷区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 世田谷区条例第100号 | 世田谷区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 |
| 世田谷区条例第101号 | 世田谷区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例 |
| 世田谷区条例第102号 | 世田谷区子ども等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例 |
| 世田谷区条例第103号 | 世田谷区一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 |
| 世田谷区条例第104号 | 世田谷区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 世田谷区条例第105号 | 世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 |
| 世田谷区条例第106号 | 世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 |
| 世田谷区条例第107号 | 世田谷区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例 |
| 世田谷区条例第108号 | 世田谷区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設 |

備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区条例第109号 世田谷区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例

世田谷区条例第110号 世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区条例第111号 世田谷区営住宅管理条例の一部を改正する条例

世田谷区条例第112号 世田谷区立レンタサイクルポート条例を廃止する条例

世田谷区条例第113号 世田谷区立学校設置条例の一部を改正する条例

世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例（昭和62年7月世田谷区条例第34号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第68条の2第1項」を「第68条の2第1項及び第5項」に改め、「制限」の次に「並びに用途に関する制限の緩和」を加える。

第3条の次に次の1条を加える。

（建築物の用途の制限の緩和）

第3条の2 法第68条の2第5項の規定に基づき、第2条に規定する区域内においては、別表第6に掲げる地区整備計画の計画地区に応じ、同表に定める建築物を建築することができるものとする。

別表第2東京都市計画下北沢駅周辺地区地区整備計画の部及び東京都市計画大蔵三丁目地区地区整備計画の部中「第135条の12第1項第1号及び第2号」を「第135条の12第3項第1号及び第2号」に改め、同表東京都市計画上用賀四丁目地区地区整備計画の部D地区の項中「の高さは、当該部分」及び「以下とする。」を削り、同部に次のように加える。

E地区	計画図2に示すとおり、壁面線について、敷地境界線より5m	1 法別表第24項第9号に規定する巡査派出所、公衆電話所その他これらに類するもので、建築基準法施行令第130条の4に規定する公益上必要な建築物	1 19m 2 建築物の各部分から隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.5を乗じて得た値に4mを加えた値	1 燃料小出槽が防油堤で囲われ ていない形状 2 自家発電設備（内燃機関を原動力としてたものに限る。）を屋上に設ける場合は、防音パネルが
-----	------------------------------	---	--	--

[illegible]

別表第5の次に次の1表を加える。

別表第6（第3条の2関係）

地区整備計画 の名称	計画地区	建築物の用途の制限の緩和
東京都市計画 上用賀四丁目 地区地区整備 計画	E地区	1 法別表第2(㉔)項に規定するもの 2 体育館（観覧場の客席の部分の床面積の合計が1， 500㎡以内のものに限る。） 3 前2項の建築物に附属するもの（自動車車庫は、床 面積の合計が3，500㎡以内のものに限る。） 4 危険物の貯蔵に供するもの（法別表第2(㉔)項第4号 で定めるもののうち、消防法（昭和23年法律第18 6号）別表第1備考第14号に規定する第二石油類の 容量が1，000リットル以内のもの又は同表備考第 15号に規定する第三石油類の容量が2，000リッ トル以内のものに限る。）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。